

司法試験委員会会議（第165回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和3年6月2日（水）15：10～16：10

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）佐伯仁志
（委員）畝本直美，大沢陽一郎，太田秀哉，高橋美保，長谷部由起子，三角比呂（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
赤羽史子試験管理官，松田智史人事課付

4 議題

- (1) 令和3年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (2) 令和3年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）
- (3) 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告・協議）
- (4) 令和2年12月21日，令和3年3月30日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (5) 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の遵守事項について（報告・協議）
- (6) 司法試験予備試験の実施方針に関する司法試験委員会決定について（協議）
- (7) 令和2年司法試験の検証結果について（報告）
- (8) 令和3年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- (9) 令和3年司法試験予備試験論文式試験の試験場について（報告）
- (10) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 令和3年司法試験受験状況
- 資料2 令和3年司法試験予備試験（短答式試験）受験状況
- 資料3 問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について（改正案）
- 資料4 司法試験予備試験の実施方針について
- 資料5 令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員名簿
- 資料6 令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料7 令和3年司法試験予備試験論文式試験の試験場について

6 議事等

- (1) 令和3年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）

○ 令和3年司法試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において、満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が99点以上の成績を得た2,672人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とするのが決定された。

(2) 令和3年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）

○ 令和3年司法試験予備試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、合計得点162点以上の2,723人を合格者とするのが決定された。

○ 事務局から、令和3年司法試験予備試験短答式試験の一部の試験場における試験室への誘導、試験の進行管理に関する状況等について報告がなされ、対応について協議した結果、いずれも、加点措置等の特段の措置は行わないこととされた上、コメントを公表することとされた。

(3) 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告・協議）

○ 事務局から、令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について、資料1及び資料2に基づき報告がなされた。

○ 事務局から、令和3年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の実施状況について報告がなされた。

(4) 令和2年12月21日、令和3年3月30日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）

【佐伯委員長】

令和2年12月21日、令和3年3月30日実施に係る幹事会における協議の状況について、幹事である赤羽試験管理官から御報告をお願いします。

【赤羽幹事】

令和2年12月21日に開催された第9回幹事会及び令和3年3月30日に開催された第10回幹事会の協議内容について御報告いたします。

第9回及び第10回幹事会では、司法試験の出題の在り方等について、検証担当考査委員による検証を前提として、その検証状況及び問題作成への反映状況について調査・検討する方法により協議しました。

第9回幹事会では、まず、事務局から、検証担当考査委員による検証の具体的方法や検証担当考査委員のメンバー構成等について説明がなされ、参考資料として、平成28年から令和元年までの検証結果報告書及び令和元年司法試験検証担当考査委員会議のうち必須科目に関する会議資料について説明がなされました。また、幹事から、検証担当考査委員会議の参考資料の一つとされている法科大学院協会が実施した司法試験に関するアンケートの内容等について説明がなされました。

以上を踏まえて、幹事からは、

- ・ 検証担当考査委員による検証は、充実しており、しっかりと機能していることが分かった
- ・ 検証の際の指摘事項はもとより、法科大学院協会のアンケート結果等の外部の意見についても、考査委員は意識しており、これらの指摘や意見を参考にしながら問題作成しているのが実態である。その意味でも、検証は機能しているといえる

などの感想や意見が出され、その一方で、

- ・ 法科大学院教育の充実と司法試験をより良くしていくことは、両輪の関係にある。両方でフィードバックさせながら進めていく必要がある

などの意見も出されました。

また、幹事会の進め方について、幹事から、

- ・ 今回の参考資料は大部であり、資料を十分に読み込んでから議論する必要があるため、もう1回幹事会を開催すべき

との意見が出され、幹事の協議により、議論を続行させることとなりました。

なお、その際、幹事から、

- ・ 過去の検証担当考査委員会議で、司法試験の問題作成段階のモニター制（事前モニター制）の導入について議論されているが、その議論状況及び結論について、次回の幹事会で事務局から報告してほしい。また、平成26年に考査委員に対して実施したアンケートについても詳しく説明してほしい

との要望が出されました。

これを受けて、第10回幹事会では、事務局から、平成30年の検証担当考査委員会議で事前モニター制の導入について議論されたところ、その有益性が指摘される一方で、適切なモニターの確保や日程の確保等、多くの課題が存するとの指摘もなされ、結論として、全科目において制度的に本格実施することは困難であるとされたものの、科目分野ごとの必要に応じ、情報の取り扱いについて十分留意した上で、考査委員の判断により実施することは妨げないこととされたことなどの報告がなされました。

また、事務局から、平成26年のアンケートについて、平成25年7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議決定を受けて、当時の司法試験委員会の下に幹事会が設置され、この幹事会においてアンケートを実施したことや、アンケート結果を踏まえた幹事会の協議を経て、司法試験の短答式試験の在り方に関する司法試験委員会決定及び司法試験の方式・内容等の在り方に関する司法試験委員会決定が出され、この二つの決定と、司法試験における問題数及び点数に関する決定の3つの決定が束ねられて、平成30年8月3日付けで「司法試験の方式・内容等の在り方について」の司法試験委員会決定が出されており、同決定は、現在も、司法試験の問題作成の指針となっていることなどについて報告がなされました。

以上の報告も踏まえて、引き続き協議が行われ、検証担当考査委員による検証に対する総体的な評価としては、

- ・ 日弁連法科大学院センター及び法科大学院協会の意見も取り入れつつ、科目横断的に実施され、検証結果を翌年以降の出題に反映させる取組も行われており、総じて実効性が認められる

という点で、幹事の意見が一致しました。

他方で、検証結果の反映という点については、

- ・ 検証での指摘事項が翌年以降の問題作成で活かされているかどうかについては、科目間でばらつきも認められるため、検証の際の指摘事項が翌年以降の出題に適切に反映されているかについても検証の対象とすべきである

という点で、幹事の意見が一致し、それぞれ幹事会の意見として司法試験委員会に報告することとされました。

さらに、幹事から、

- ・ 事前モニター制の導入が困難であることは理解するが、第三者の視点で問題をチェックすることが重要である。事後モニター制という方法もあり得ると思われる
- ・ 事後モニターという点では、司法試験終了後に開催される採点のための考査委員会議において、問題作成に関与しなかった採点担当考査委員から、第三者的な視点で、その年の試験問題について評価や指摘がなされており、採点者会議が事後モニター的な機能を一定程度果たしていると思われる
- ・ 事後モニター的な機能という点では、法科大学院協会が実施しているアンケートの内容をより詳細にして、各法科大学院に対し、その年の試験問題に対する具体的な評価や意見も回答してもらうものとし、その結果の取りまとめを法務省に提出して、検証の参考資料とする方法もあるのではないか
- ・ 日弁連や法科大学院協会で、事後モニター的に問題の分析や評価を行い、その結果を検証担当考査委員の検証の資料とすることは、検証を更に充実させる上で効果的と思われる
- ・ モニターという場合、受験者と同じ条件で問題を解くという点が重要である。専門研究者が時間をかけて時間を検討することも意義があるが、受験者目線の意見も問題作成に当たっては貴重である
- ・ 第三者的な視点という観点からは、検証担当考査委員の人選についても、引き続き、可能な限り、採点担当考査委員のうち翌年の問題作成を担当する予定の考査委員から選任することが望ましい

などの意見が出されました。

また、幹事から、

- ・ 法曹養成プロセスが大きく変更され、在学中受験資格が導入されることに合わせて、法科大学院教育と司法試験がきちんと連携しているか今一度確認すべきである。3プラス2の導入も踏まえると、検証の場において、法学部教育からの視点や未修者教育からの視点も重要ではないか。検証担当考査委員や意見交換の参加者の人選に当たっては、これらの視点を持った人を選んでいくのはどうか
- ・ プロセスとしての法曹養成の観点からの評価や意見は重要であるので、それを十分に取り込めるような検証の枠組みとする必要がある。その方法として、検証会議の意見交換に法科大学院協会が参加する際には、受験者の意見や法科大学院教育の現場の意見を考査委員に提供して検証に反映させる役割も果たすこととし、検証の更なる充実を図ることとしてはどうか

などの意見が出されました。

その上で、検証の更なる充実に向けて、

- ・ 司法試験の出題の在り方を適切に検証するに当たっては、問題作成担当考査委員以外の専門家の客観的な視点や意見が重要であることはもとより、在学中受験資格の導入も見据え、法学部教育や未修者教育も含めたプロセスとしての法曹養成の観点からの評価や意見交換も重要と認められるため、検証の際の視点や、検証担当考査委員及び意見交換の出席者の人選について引き続き配慮していくことが望ましい
- ・ 検証担当考査委員に対する参考資料の提供方法について、保秘の観点からの制約はやむを得ないものの、できる限り検討しやすいように配慮すべき。また、充実した検証を行うことができるよう、必要に応じて、検証担当考査委員会議の開催時間や回数についても配慮する必要がある

との二点について幹事の意見が一致し、それぞれ幹事会の意見として司法試験委員会に報告することとされました。

その他、幹事から、

- ・ 司法試験の問題作成者側の意識と、受験者側の意識及び受験者を指導する法科大学院側の意識との間にギャップがあることを認識しておく必要があると思われる。すなわち、問題作成者は、問題の分量や論点の数等、適正であると判断して作成しているが、受験者側としては、勉強の成果を存分に発揮して答案を作成するためにはもっと時間をかけて問題に取り組みたいと考えるのが自然であるし、法科大学院側も、学生の能力が正確に反映される問題や十分な試験時間を期待するのが自然である
- ・ 検証においては、どの問題のどの点を改善すべきか、といったミクロの視点での検討も行い、具体的な指摘事項や改善すべき点についても検証結果として残した上、翌年以降の問題作成に活かしていく必要がある
- ・ 司法試験の出題の在り方について、これまで司法試験委員会でかなり充実した議論がなされているので、法務省のホームページ上で議事要旨の掲載箇所を分かりやすく示すなど、外部から分かりやすい形で情報発信したほうがよい

などの意見が出されました。

報告は以上です。

【佐伯委員長】

ただ今報告のあった幹事会としての意見については、司法試験委員会として了承することとし、今後、検証担当考査委員会議において、検証の際の指摘事項が翌年以降の出題に適切に反映されているかとの観点も意識して、引き続き適切に検証を行っていただくこととし、検証担当考査委員や意見交換の出席者の人選についても十分配慮していただくこと、さらに、事務局においては、検証担当考査委員に対する参考資料の提供方法にできるだけ工夫をしていただくこと、とすることでよろしいでしょうか。

(一同了承)

【佐伯委員長】

それでは、そのようにいたします。

(5) 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の遵守事項について（報告・協議）

- 令和5年以降の問題作成に関わる司法試験考査委員の遵守事項について、司法試験考査委員候補者選定等部会の意見を踏まえ、資料3の改正案のとおり改正することが決定された。

(6) 予備試験の実施方針に関する司法試験委員会決定について（協議）

- 令和4年以降の司法試験予備試験の実施方針等について、同年以降の司法試験予備試験論文式試験に選択科目が追加されることなどを踏まえ、資料4のとおり決定し、その施行日は令和3年11月1日とすることとされた。

(7) 令和2年司法試験の検証結果について（報告）

- 事務局から、令和2年司法試験については、試験の実施延期により例年と同様の時期に検証が実施できず、一方で令和3年司法試験の問題作成は既に終了しており、例年と同様の会議を開催しての検証を行うことが困難であることを踏まえ

- ・ 検証担当考査委員（研究者委員）において、「出題に関する推奨点・改善点」を書面で作成する
 - ・ 各科目の幹事委員において、「前年試験の検証結果を踏まえ、本年試験で留意した事項」（短答式試験，論文式試験，採点方針，出題の趣旨及び採点実感のそれぞれについて，前年試験の検証結果を踏まえて本年試験で留意した事項を挙げたもの）を書面で作成する
 - ・ 上記「出題に関する推奨点・改善点」及び「前年試験の検証結果を踏まえ、本年試験で留意した事項」を考査委員間で共有するとともに，それらの記載内容に関して考査委員から質問や意見が寄せられた際には，事務局がこれを他の考査委員に取り次ぐ
 - ・ 短答式試験について事務局で分析したデータを考査委員に提供し，令和3年の問題作成の参考とする
- という方法で検証が行われた旨の報告がなされた。

- (8) 令和3年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- 委員長から，令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料5記載の者を法務大臣に推薦することについて，司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき，書面等により各委員から意見を徴した結果，了承され，令和3年4月14日付けで委員会の議決としたことが報告された。
これに関し，事務局から，資料5のとおり，司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員に推薦された者が同月23日付けで法務大臣から任命されたことが報告された。
 - 令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として，資料6記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (9) 令和3年司法試験予備試験論文式試験の試験場について（報告）
- 委員長から，令和3年司法試験予備試験論文式試験の試験場に関し，資料7のとおり法務省ホームページに掲載することについて，司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき，書面等により各委員から意見を徴した結果，了承され，令和3年5月27日付けで委員会の議決としたことが報告された。
- (10) 次回開催日程等について（説明）
- 次回の司法試験委員会は，令和3年7月下旬に開催することが確認された。

（以上）